

☆☆ 平成 27 年全国安全週間の実施のお知らせ ☆☆

— 危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場 —

安全週間 : 7月1日～7月7日

準備期間 : 6月1日～6月30日

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、一度も中断することなく続けられ、今年で88回目を迎えます。この間、労働災害防止のため、労使協調し、労働災害防止対策が展開されてきました。この週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性を認識し、安全活動の着実な実行に取り組みましょう。安全週間の実効を上げるため、準備期間中に次の日程で全国安全週間説明会を開催します。

《全国安全週間説明会日程》

日時		会場	対象業種	主催者	
6月2日	(火)	10:00～11:30	奄美振興会館 (奄美市名瀬長浜町517)	建設業以外の業種	基準協会
		13:30～15:00			
6月5日	(金)	13:30～15:00	瀬戸内建設会館 (瀬戸内町古仁屋松江7-6)	全業種	合同
6月8日	(月)	15:30～17:00	与論町中央公民館 (与論町茶花1015)	全業種	合同
6月9日	(火)	15:30～17:00	和泊町中央公民館 (和泊町和泊591)	全業種	合同
6月16日	(火)	10:00～11:30	徳之島建設会館 (徳之島町亀津7460)	全業種	合同
6月22日	(月)	13:30～15:00	喜界町中央公民館 (喜界町赤連18-2)	全業種	合同

《主催者》

*1 基準協会:鹿児島労働基準協会大島支部(Tel.0997-53-5487) *2 建設業協会:鹿児島県建設業協会奄美支部(Tel.0997-52-0846) *3 合同:協会及び建設業協会の合同

労基署
だより

第90号
H27.5.29

名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574
FAX 0997-52-6869

鹿児島労働局HP

(<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)



鹿児島県の最低賃金は
>>1時間 678円

(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/kane/saitin01.html)

労働条件相談ほっとライン

長時間労働や賃金不払残業などのご相談を夜間・土日に無料で受けします。
はいい りょうどう
0120-811-610

(http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000/0035v78-att/2r9852000/035v8p_1_2_1.pdf)

労働基準関係法令
各種様式集

(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu.html)

あんぜんプロジェクト
(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>)

労働災害のない日本を目指してともに活動していただけるメンバーを募集しています。

☆☆ 平成 27 年 12 月からストレスチェックの実施が義務になります ☆☆

《従業員 50 人未満の事業場については当分の間、努力義務です》

事業場における事業者によるメンタルヘルスケアは、労働者自身のストレスへの気づき及び対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルスの不調となることを未然に防止する「一次予防」、メンタルヘルス不調を早期に発見し、適切な対応を行う「二次予防」及びメンタル不調となった労働者の職場復帰を支援する「三次予防」に分けられています。今回創設されたストレスチェック制度は、この「一次予防」を強化するため、定期的に(年1回)労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気づきを促し、個々の労働者のストレスを低減させるとともに、検査結果を集計・分析し、職場におけるストレスの要因を評価し、職場環境の改善につなげることで、ストレスの要因そのものを低減するよう事業者を求めるものです。

働く人のメンタルヘルス不調を防いで、イキイキとした職場環境を実現しましょう。

《概要》 ■ストレスチェックは医師・保健師などが実施します。■ストレスチェックの結果は、労働者の同意がなければ事業者には提供することは禁止されています。■高ストレスと評価された労働者から申し出があったときは、医師による面接指導を行うことが事業者の義務になります。■事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じる必要があります。
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000082587.html>)

平成27年における死傷災害発生状況(死亡災害及び休業4日以上の死傷災害)

[] は死亡

業種	平成27年(1~4月)		平成26年(1~4月)		対26年比較	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	24	100.0%	(1) 22	100.0%	2	9.1%
製造業	2	8.3%	(1) 3	13.6%	-1	-33.3%
鉱業		0.0%		0.0%	0	#DIV/0!
建設業	5	20.8%	6	27.3%	-1	-16.7%
運輸交通業	3	12.5%	1	4.5%	2	200.0%
貨物取扱業	2	8.3%		0.0%	2	0.0%
農業	1	4.2%		0.0%	1	#DIV/0!
林業	2	8.3%	2	9.1%	0	0.0%
畜産・水産業		0.0%	2	9.1%	-2	-100.0%
第三次産業	9	37.5%	8	36.4%	1	12.5%
陸上貨物運送業	4	16.7%		0.0%	4	#DIV/0!

職場のあんぜんサイト
(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)

■労働災害統計 ■災害事例 ■免許・技能講習 ■化学物質 ■リスクアセスメントの実施支援システム

働き方・休み方改善ポータルサイト
効率的に働いて
しっかり休むために
企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の改善に是非ご活用ください。
(<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>)

労災かくしは犯罪です。

労災事故があった場合は、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出してください。労災事故に健康保険は使えません。

「労基署だより」は、労働局ホームページ(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/kantoku/naze-rouki.html)に掲載しています。